

令和7年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【つくば市】

大日本印刷株式会社

令和8年3月

目次

| | | |
|--------|------------------------|----|
| 第1章 | 実証事業の概要 | 3 |
| 1.1. | 背景・目的 | 3 |
| 1.1.1. | 背景 | 3 |
| 1.1.2. | 目的 | 3 |
| 1.2. | 実証事業の内容 | 4 |
| 1.3. | 業務プロセス | 6 |
| 1.4. | スケジュール・実施体制 | 6 |
| 1.4.1. | スケジュール | 6 |
| 1.4.2. | 実施体制 | 7 |
| 1.5. | 本業務に要する費用 | 8 |
| 第2章 | 連携するデータ項目の選定・準備 | 9 |
| 2.1. | データ項目の検討・取得可能性調査 | 9 |
| 2.2. | データ項目の選定結果 | 9 |
| 2.3. | データの準備・加工 | 16 |
| 2.3.1. | アナログ情報のデジタル化 | 16 |
| 2.3.2. | データの加工 | 17 |
| 2.3.3. | 名寄せ | 17 |
| 2.4. | データの準備に係る諸課題への対応 | 17 |
| 第3章 | 判定基準の検討 | 19 |
| 3.1. | 判定基準の設計過程 | 19 |
| 3.2. | 判定基準に用いたデータ項目 | 20 |
| 3.3. | 判定基準の特徴 | 23 |
| 第4章 | 個人情報の取扱いに係る整理 | 24 |
| 4.1. | 個人情報授受に係る法的整理 | 24 |
| 4.1.1. | 個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー | 24 |
| 4.1.2. | 法的整理の進め方・体制 | 24 |
| 4.1.3. | 法的整理の結果 | 25 |
| 4.2. | 個人情報等の取り扱いにおける留意点 | 25 |
| 4.3. | プライバシー保護への対応 | 27 |
| 第5章 | 仕組みの構築 | 28 |
| 5.1. | システムの概要及びデータ連携方式 | 28 |
| 5.1.1. | システムの概要 | 28 |
| 5.1.2. | データ連携方式及びシステム構成 | 30 |

| | | |
|--------|----------------------|----|
| 5.2. | データ連携機能及び判定機能の構築 | 31 |
| 5.2.1. | データ連携機能及び判定機能とその活用方法 | 31 |
| 5.2.2. | 実証事業における工夫及び今後の課題 | 34 |
| 第6章 | 支援への接続 | 36 |
| 6.1. | システムによる判定の結果 | 36 |
| 6.2. | 支援に向けた人による絞り込み | 36 |
| 6.2.1. | 人による絞り込みの手法 | 36 |
| 6.2.2. | 人による絞り込みの結果 | 36 |
| 6.3. | 実際の支援事例 | 37 |
| 6.3.1. | こども等に対する取組内容 | 37 |
| 6.3.2. | こども等に対する支援の実施結果 | 37 |
| 6.4. | 現行支援の在り方の見直し | 39 |
| 6.5. | 支援・見守りの効果的な手法 | 39 |
| 第7章 | 事業効果の評価・分析 | 40 |
| 7.1. | データ連携による抽出結果の全体像 | 40 |
| 7.2. | 有用と考えられるデータ項目 | 40 |
| 7.3. | こどもデータ連携の取組効果の分析 | 42 |
| 第8章 | 考察・まとめ | 46 |
| 8.1. | 実証事業を通じて得られた示唆 | 46 |
| 8.2. | 課題・令和8年度以降の取組 | 48 |

第1章実証事業の概要

1.1. 背景・目的

1.1.1. 背景

つくば市においては、令和6年4月に、こども未来課と健康増進課の母子保健部門を統合して「こども未来センター」を開設し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもを対象とした相談支援を行っている。しかしつくば市では、家庭児童相談件数・虐待相談件数が令和6年度に過去最多を更新している等、その件数が増加傾向にあるため、顕在化しているケースだけでなく、潜在的なリスクを抱えたこどもについても、増加傾向にあることが推察される。こどもに対する支援が必要なケースは、貧困・虐待・ヤングケアラー・不登校・いじめ等多岐にわたり、その要因も複雑に絡み合っており、また、こどもの保護者に関しても、貧困や社会的不安・社会からの孤立、育児能力不足等さまざまな困難を抱えていることが考えられる。

つくば市では、従前より、支援・見守りが必要なこどもを抽出する「データベースみまもり」を構築、運用してきたが、データ量の制限や操作の煩雑さにより、その活用方法は制限されてしまっていた。そのため、より多くのデータ項目を用いて分析を行う仕組みの構築や、支援実務に必要な機能の実装等、取組をいかに充実させていくかが課題となっていた。

1.1.2. 目的

1.1.1で示した背景を踏まえ、つくば市では困難の種類にかかわらず、困難を抱えるこどもたちに対して支援につなげるための仕組みを構築する必要があった。

そのため、令和7年度実証事業では、つくば市が保有する教育・福祉・保健等のデータを分野横断で連携し、困難の早期発見・早期支援を実現する仕組みの構築を目的とした取組を推進した。

特に実証事業の実施に当たっては、以下の3点を重点的な目標として整理した。

- ・ 職員のアセスメント平準化

「こども未来センター」でこどもの支援に携わる子ども家庭支援員は異なるバックグラウンドを持っており、支援経験も様々である。アセスメント（支援の判断等）に

当たっては、現場担当者の経験や知識が必要となるため、経験による判断に差が生じないよう、判断基準の平準化が必要である。

- ・ データ整備から支援への活用の円滑化
情報の分散管理と手作業でのデータ収集・名寄せ作業、さらに人口増に伴うデータ件数の増加により、年度初めから作業を開始しても、学校への情報提供は秋ごろ、支援開始は緊急案件を除き年明け以降になってしまう。そのため、必要なときに速やかに活用できる分野横断的な情報連携の仕組みが必要である。
- ・ 複雑な要因に対応できるデータ項目の整理
職員の経験のみに基づいた指標ではなく、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）や他市町村の事例を参考に、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できるデータ項目を整理し、ロジックに基づいたリスク判定を行うことで、困難を抱えるこどもを誰一人取り残さず発見できる仕組みをつくる必要がある。

1.2. 実証事業の内容

令和7年度の実証事業は、こども未来センターを中心として取組を推進した。各課から収集したデータを、統計解析を用いて重みづけを行い、指標情報としてこども見守りシステムに取り込んだ。また、指標情報と連携したデータを組み合わせてシステムによる判定を実施し、人の目による確認を経て支援対象者を決定、支援を実施した。

図表 1-1 令和7年度の実証事業概要

| | |
|-----------------------|--|
| 対象とする困難の類型 | 貧困・虐待・ヤングケアラー・不登校・産後うつ |
| 実施事項 | 1. 連携するデータ項目の選定、データの準備 2. 判定基準の設計、システムの構築 3. 支援実施までの流れの検討 4. 個人情報保護に関する検討及び整理 5. 効果検証の実施 |
| データ連携・支援の対象となったこどもの範囲 | つくば市内の0～15歳（中学3年生）のこども40,901人 うち、モデル校（小学校2校・中学校1校）の児童生徒1,756名 |

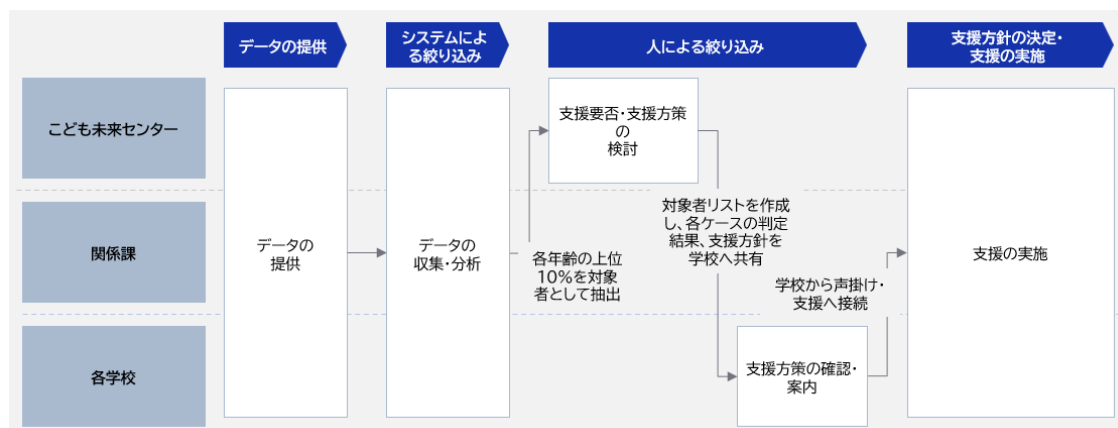
| | |
|-----------------------|---|
| 連携するデータ項目の選定（第2章） | 基本連携データ項目に加え、21項目のデータ項目を追加で選定・利用した。 |
| 判定基準の検討（第3章） | 児童相談記録の有無を目的変数として、各データ項目との関連性を統計的に算出した。算出した係数と、年齢区分ごとに定めたスクリーニング項目を使用してリスクレベルを数値化して、システムによる判定を実施する基準を設計した。 |
| 個人情報の適正な取扱いに係る整理（第4章） | 令和7年度実証事業における個人情報の法的整理について、「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく、相当の理由がある場合の目的外利用として整理した。また、令和8年度以降に取組を継続するに当たって、対応が必要な事項についても協議した。 |
| 仕組みの構築（第5章） | こども見守りシステムを構築・運用した。こども見守りシステムはアジャイル開発したため、実証事業期間中にダッシュボードに表示させる項目等の改善を行うことができた。 |
| システムによる判定の実施（第6章） | こども見守りシステムによる分析の結果、リスクが高いと判定された上位10%のこどもを人の目による絞り込みの対象者として抽出した。システム判定の結果、170名が人の目による絞り込みの対象となった。 |
| 支援に向けた人の目による絞り込み（第6章） | システム判定されたこどもについて、判定会議を実施し、30名が予防的支援の対象者となった。 |
| 支援の実施（第6章） | 予防的支援の対象となった30名に対して、教職員による声かけを介して学習・生活支援事業の案内を実施した。 |
| 事業の評価・分析（第7章） | 成果指標を定め、定量・定性の両面から令和7年度実証事業の評価を実施した。 |

1.3. 業務プロセス

令和7年度実証事業では、図表 1-2 にて示す業務プロセスに則り実証事業を実施した。

つくば市では、住民記録や医療費助成、障害者情報、校務支援データ等のこども・家庭に関する福祉・教育等の分野のデータを横断的に連携し、統計解析を用いてデータ項目ごとに重みづけを行った上で、潜在的にリスクを抱えているこどもを抽出している。また、システムによる判定結果を人の目で確認し、こども未来センターや学校等が連携して支援を実施している。本実証事業で構築したこども見守りシステムでは、分析結果を学校ごとや個人ごとに閲覧できるようにしており、また個人の分析結果の参照画面では家族の情報も同時に閲覧できるようにしている。家族の情報は同一住所の別世帯まで拡張して確認することができるため、支援方策の検討に当たってこどもが置かれている環境を的確に捉えることができるようになっている。

図表 1-2 業務プロセス



1.4. スケジュール・実施体制

1.4.1. スケジュール

本実証事業は、以下図表 1-3 のとおりに実施した。

図表 1-3 令和7年度実証事業のスケジュール

【令和7年度こどもデータ連携実証事業】

令和7年度実証事業内での実施事項

過年度検討済み

| | 2025年 | | | | | | | | | | | | 2026年 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-------|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|-------|---|---|-----|---|---|-----|---|---|----|---|----|---|----|---|
| | 6月 | | | 7月 | | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | | 12月 | | | 1月 | | 2月 | | 3月 | |
| | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 |
| 主要マイルストーン想定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 潜在的に支援が必要なこどもや家庭の把握 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 データを扱う主体の整理・役割分担 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 利用するデータ項目の選定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 個人情報の取扱いに係る検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 こどもデータ連携の仕組みの構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こどもデータ連携の仕組みの構築 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| データ準備等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 困難を抱えていると思われるこどもや家庭の抽出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 把握したこどもや家庭への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 人の目による確認や支援方策の検討の在り方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人の目による支援等の必要性の確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援方策の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業効果の評価分析 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 事業効果の評価分析 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1.4.2. 実施体制

本実証事業の実施体制は、以下図表 1-4 のとおり。こども未来センターが総括管理主体として、保有・管理主体である各課に事業説明やデータ提供依頼を実施することで事業を推進した。

図表 1-4 令和7年度実証事業の実施体制

| カテゴリ | 団体・部署 | 担う役割 |
|---------|-------------------------------|--|
| 総括管理主体 | こども部 こども未来センター | 事業全体管理 ※政策イノベーション部デジタル政策課及び情報システム課による支援 |
| 保有・管理主体 | 市民部 市民窓口課 | 提供可能データの選定及びデータの抽出・提出 ※各システムの担当事業者は以下のとおり。 ・ 株式会社茨城計算センター：住民情報システム、障害者福祉システム、国民健康保険システム、医療福祉システム、介護保険システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、子ども・子育て支援システム、健康管理システム、児童相談システム、学齢簿編製システム、就学援助システム、学 |
| | 福祉部 社会福祉課、障害福祉課 | |
| | こども部 幼児保育課、こども政策課、こども未来センター | |
| | 保健部 介護保険課、健康増進課、国民健康保険課、医療年金課 | |

| カテゴリ | 団体・部署 | 担う役割 |
|------|------------------------------------|--|
| | 教育局 学務課、健康 教育課、教育相談セン ター、各学校 | 校給食システム ・ 北日本コンピューターサービス株式会社： 生活保護システム ・ 株式会社 EDUCOM：校務支援システム |
| 活用主体 | こども部 こども未来 センター | 支援対象の抽出及び方針の決定 |
| 分析主体 | こども部 こども未来 センター | データの分析、支援対象の選定と抽出 ※Gcom ホールディングス株式会社による支援 |

1.5. 本業務に要する費用

令和7年度実証事業に要した費用は以下図表 1-5 のとおり。

図表 1-5 令和7年度実証事業の見積費用

| 区分 | 費目 | 小計 (円) |
|--------------------------------------|-------------------|------------|
| データ取得に必要な経費 | データ移行費 | 9,760,000 |
| | データ編集 | 6,504,000 |
| データの連携・共有に必要な経費 | データ連携開発 | 4,608,000 |
| | 運用環境構築 | 3,144,000 |
| | ミドルウェア費用 | 1,226,000 |
| 本事業により把握した支援が必要なこどもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費 | 運用費 | 930,350 |
| 事業効果の評価・分析等に必要な経費 | データ分析 | 5,800,000 |
| その他本事業の実施に当たり直接必要となる経費 | プロジェクト管理、報告書作成、雑費 | 6,757,650 |
| 合計 (税抜) | | 38,730,000 |
| 合計 (税込) | | 42,603,000 |

第2章連携するデータ項目の選定・準備

2.1. データ項目の検討・取得可能性調査

令和7年度実証事業においては、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各項目の管理主体及び管理方法を整理した上で取得可能性について検討を行った。「基本連携データ項目」とは、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）で定義された19のデータ項目である。

つくば市では、「基本連携データ項目」の他に、市の相談窓口や児童相談所に相談・通告があった際に要保護児童対策地域協議会へ提供する情報、他の先行団体の利用データ項目等を参考として本実証事業で利用するデータ項目を検討した。

データの収集に当たっては、データの管理主体である各課に、収集するデータの利用目的等を説明した上でデータを取得した。

2.2. データ項目の選定結果

2.1を踏まえて、本実証事業にて連携するデータ項目及び管理主体は以下のとおり。

図表 2-1 基本連携データ項目の選定結果

| No. | データ項目 | 利用有無 有：○ 無： × 一部利用若し くは代替デー タの利用：△ | 備考（利用できない 理由等） | 管理シス テム名等 | データ管理主体 |
|-----|-----------------------|---|--|--------------------|-----------|
| 1 | 要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名） | △ | 児童相談システムデータで代用している。なお、児童相談システムのデータには、要対協登録には至らないケースも登録されている。 | 児童相談システム・Excelファイル | こども未来センター |
| 2 | 一時保護児童 | △ | 台帳上の記述的な記 | 児童相談 | こども未来センター |

| No. | データ項目 | 利用有無 有：○ 無： × 一部利用若し くは代替デー タの利用：△ | 備考（利用できない 理由等） | 管理シス テム名等 | データ管理主体 |
|-----|--|---|--|------------------------|-----------|
| | 票_（こども氏 名） | | 録を利用 | システ ム・Excel ファイル | |
| 3 | 3～4 か月児健 診結果_健診受 診日/1 歳 6 か 月児健診結果 _1 歳 6 か月児 健診受診日/3 歳児健診結果 _3 歳児健診受 診日 | ○ | | 健康管理 システム | こども未来センター |
| 4 | 3～4 か月児健 診アンケート_ （出来事）感 情的に叩いた /1 歳 6 か月児 健診アンケー ト_（出来事） 感情的に叩い た/3 歳児健診 アンケート_ （出来事）感 情的に叩いた | △ | 1 歳 6 か月児健診ア ンケート及び3 歳児 健診アンケートは紙 で保管されているた め、使用しない。 | 健康管理 システム | こども未来センター |
| 5 | 3～4 か月児健 診アンケート_ （出来事）家 に残して外出 /1 歳 6 か月児 健診アンケー | △ | 同上 | 健康管理 システム | こども未来センター |

| No. | データ項目 | 利用有無 有：○ 無： × 一部利用若し くは代替デー タの利用：△ | 備考（利用できない 理由等） | 管理シス テム名等 | データ管理主体 |
|-----|--|---|-------------------|--------------|-----------|
| | ト_（出来事） 家に残して外 出/3歳児健診 アンケート_ （出来事）家 に残して外出 | | | | |
| 6 | 3～4か月児健 診アンケート_ （出来事）長 時間食事を与 えなかった/1 歳6か月児健 診アンケート_ （出来事）長 時間食事を与 えなかった/3 歳児健診アン ケート_（出来 事）長時間食 事を与えなか った | △ | 同上 | 健康管理 システム | こども未来センター |
| 7 | 3～4か月児健 診アンケート_ （出来事）子 どもの口をふ さいだ/1歳6 か月児健診ア ンケート_（出 来事）子ども の口をふさい | △ | 同上 | 健康管理 システム | こども未来センター |

| No. | データ項目 | 利用有無 有：○ 無： × 一部利用若し くは代替デー タの利用：△ | 備考（利用できない 理由等） | 管理シス テム名等 | データ管理主体 |
|-----|---|---|-----------------------------|-----------------------------------|--|
| | だ | | | | |
| 8 | 3～4 か月児健 診アンケート_ （出来事）子 どもを激しく 揺さぶった/1 歳6 か月児健 診アンケート_ （出来事）子 どもを激しく 揺さぶった | △ | 同上 | 健康管理 システム | こども未来センター |
| 9 | 1歳6 か月児 健診結果_パー センタイル値 （体重）/3歳 児健診結果_パ ーセンタイル 値（体重）/健 康診断一般_体 重 | ○ | | 健康管理 システ ム、校務 支援シス テム | こども未来センター （未就学児データ）・ 各学校（就学児デー タ） |
| 10 | 精神障害者保 健福祉手帳情 報_主たる精神 障害コード | △ | 分析基準構築のみの 使用で、照会は不 可。 | 障害者福 祉システ ム | 障害福祉課 |
| 11 | 障害児支援申 請決定情報_受 給者証番号 | △ | 同上 | 同上 | 同上 |
| 12 | 出欠の記録_欠 席日数 | ○ | | 校務支援 システム | 各学校 |
| 13 | 遅刻日数 | ○ | | 校務支援 | 各学校 |

| No. | データ項目 | 利用有無 有：○ 無： × 一部利用若し くは代替デー タの利用：△ | 備考（利用できない 理由等） | 管理シス テム名等 | データ管理主体 |
|-----|--|---|---------------------------------|--------------------|-----------|
| | | | | システム | |
| 14 | 学校等でのア ンケート・セ ルフメンタル チェック等の 判定結果 | ○ | | Excel ファ イル | 各学校 |
| 15 | 届出時妊娠週 数 | ○ | | 健康管理 システム | こども未来センター |
| 16 | 妊婦健診結果_ 受診日 | ○ | | 健康管理 システム | こども未来センター |
| 17 | 産婦健診結果 _EPDS 評価点 数 | ○ | | 健康管理 システム | こども未来センター |
| 18 | （生活保護） 決定個人情報_ 開始年月日 | ○ | 決定個人情報の他の 決定世帯情報も利用 している。 | 生活保護 システム | 社会福祉課 |
| 19 | （児童扶養手 当）支給情報_ 支給区分 | ○ | 受給者基本情報、対 象児童情報を利用し ている。 | 児童扶養 手当シス テム | こども政策課 |

図表 2-2 基本連携データ項目以外のデータ項目の選定理由等

| No. | 追加データ項 目 | 選定理由/その他特記事項 | データ管理 方法（シス テム名等） | データ管理主体 |
|-----|---|--|-------------------------|---------|
| 1 | 住民基本台帳 情報（住所、 年齢、性別、 住民となって からの日数 | 同居（他世帯）の祖父母の存在やパ ートナーの存在を把握するため。ま た、転入したばかりで、地域になじ めない等悩みを抱えているケース等 も想定できるため、住民記録の転入 | 住民記録シ ステム | 市民窓口課 |

| No. | 追加データ項目 | 選定理由/その他特記事項 | データ管理方法（システム名等） | データ管理主体 |
|-----|---------------------------------|--|-------------------|---------------|
| | 等) | した日等も活用できると考えたため。 | | |
| 2 | 国民健康保険 | 社保から国保に加入（退職したと想定）、またそれを繰り返している（仕事が長続きしていないことを想定）場合、困難の種類との関連性が高くなると考えたため。 | 国民健康保険システム | 国民健康保険課 |
| 3 | 介護保険 | 家族に要介護認定者がいれば、ヤングケアラーとなるリスクが高まる可能性があると考えたため。 | 介護保険システム | 介護保険課 |
| 4 | 学齢簿 | 小中学生のデータベースの基礎とするため。学区外就学や、転校の有無・頻度等を確認するため。例えば転居を伴わない転校があれば、いじめ等の可能性も考えられる。 | 学齢簿編製システム | 学務課 |
| 5 | 就学援助 | 経済的困難を抱えている家庭の中には、適切な養育環境の維持等に課題を抱えている保護者がいる可能性が考えられるため。 | 就学援助システム | 学務課 |
| 6 | 校務支援（生徒基本情報） | 校務支援情報を名寄せする為に利用する。また、住民登録の氏名ではなく、学校で使っている名前がある可能性もあるので、確認用として表示する。 | 校務支援システム | 学び推進課、各学校 |
| 7 | 校務支援（歯科健診）、健康管理（1歳6か月児・3歳児歯科健診） | 虫歯の治療ができていない、歯磨きの習慣が無い等、貧困や保護者の養育力不足等、こどもの健康以外の課題も把握することができるため。 | 校務支援システム、健康管理システム | 各学校・こども未来センター |
| 8 | 校務支援（保健室来室記録） | 急激な環境や生活様式の変化にともない、こどもの精神的不安のアラートが保健室で発信されている可能性があると考えたため。 | 校務支援システム | 各学校 |

| No. | 追加データ項目 | 選定理由/その他特記事項 | データ管理方法（システム名等） | データ管理主体 |
|-----|-----------------------|--|-----------------|----------|
| 9 | 学力テスト | こどもの抱えている困難や課題が、学力の不足や低下に影響を与えている可能性があるため。 | Excel ファイル | 各学校 |
| 10 | SSW サポート記録 | 課題が発生した場合、過去のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）のサポート記録を参考に支援の方針を検討することができるため。 | Excel ファイル | 教育相談センター |
| 11 | 給食費滞納状況 | 経済的困難を抱えている家庭の中には、適切な養育環境の維持等に課題を抱えている保護者がいる可能性があると考えられるため。 | 学校給食費システム | 健康教育課 |
| 12 | 体力テスト | 体力と家庭環境に関連性があるとする学術論文を参考にした。加えて、こどもの体力テストの結果を継続的に把握することで、体力・生活状況等の変化等が把握でき、また、いじめや虐待、不登校のきっかけが、「身体の不調」に起因する可能性があるため。 | Excel ファイル | 健康教育課 |
| 13 | 児童手当 | 未申請世帯の情報を確認するため。 | 児童手当システム | こども政策課 |
| 14 | 医療費助成 | ひとり親家庭向け医療福祉費支給制度の受給情報から、家庭環境や経済的困窮の状況を確認するため。 | 医療福祉システム | 医療年金課 |
| 15 | 健康管理（予防接種の接種実績） | 乳幼児の予防接種の未接種状況や、スケジュールに対する遅延の状況等を把握し、子育てへの課題を早期に察知するため。 | 健康管理システム | 健康増進課 |
| 16 | 障害者福祉（障害者手帳、療育手帳、特別児童 | 虐待に関するこどものリスク要因の一つに障害が挙げられている。また、世帯又は同住所に、障害者がいる場合に欠席等の情報と重ね合わせ | 障害者福祉システム | 障害福祉課 |

| No. | 追加データ項目 | 選定理由/その他特記事項 | データ管理方法（システム名等） | データ管理主体 |
|-----|-------------------|---|-----------------|-----------|
| | 扶養手当等） | る事で、支援が必要な家庭を把握することができるため。 ※精神障害者保健福祉手帳と同様に判断基準の構築にのみ使用し、実際の該当状況の照会は行えない。 | | |
| 17 | 健康管理（妊娠届出アンケート） | 妊娠届出時におけるパートナーの有無や周りからのサポートの有無を把握するため。 | 健康管理システム | こども未来センター |
| 18 | 健康管理（出生時状況等） | 出生時の身長体重や出産時のパートナーの有無を把握するため。 | 健康管理システム | こども未来センター |
| 19 | 支援事業（学習塾代助成等） | 市の事業である学習塾代の助成や学習・生活支援、居場所支援の利用状況を把握するため。 | Excel ファイル | こども未来センター |
| 20 | 子育て支援（保育施設の利用状況等） | 保育施設の利用状況や保育所利用料の負担額を把握するため。（保育所利用料の負担額によって世帯の経済状況を把握できると考えたため） ※保育所利用料は、保育料無償化により3歳児以上のデータが有意に取得できないため、判断基準の構築には使用せず、人の目による確認の際にのみ使用する。 | 子ども・子育て支援システム | 幼児保育課 |
| 21 | 就学時健診（欠席者一覧） | 就学時健診に連絡なく欠席した子どもを把握するため。 | 校務支援システム | 各学校 |

2.3. データの準備・加工

2.3.1. アナログ情報のデジタル化

つくば市では、紙媒体で取り扱っている1歳6か月児及び3歳児健診アンケート結果の利用を試みたが、令和7年度実証事業ではデジタル化に至らなかった。検討の経緯等は

2.4に記載のとおり。

2.3.2. データの加工

分析対象となるデータが欠損しているケースには、学校編入前に健診を受けている例や学校でのアンケートに一部だけ回答している例が考えられる。つくば市では、各データに重みづけをして要支援度スコアを算定する方式を採っているため、欠損値を持つケースのリスクが過小評価される可能性がある。しかし、欠損値に平均値を代入する等の処理も妥当とは考えられなかったため、補完等を行わなかった。最終的に、データが欠損していることがわかるよう、「該当なし」と「データなし」の区別ができる画面設計とした。

2.3.3. 名寄せ

つくば市では、校務支援システムデータの名寄せを実施する必要があった。名寄せは主にバッチ処理で行われたが、バッチ処理で処理しきれなかったデータの名寄せのために、代表参画事業者（Gcom ホールディングス株式会社）が名寄せ用オンライン機能を開発した。具体的な手順は以下のとおり。

図表 2-3 名寄せの実施手順

| No. | 実施事項 | 作業詳細 |
|-----|------------------|---|
| 1 | バッチ処理での一括処理 | 生年月日・性別・氏名・学校・学年で一括マッチング |
| 2 | オンライン機能を用いたマッチング | No.1の作業でマッチングできなかったデータのみ、氏名・生年月日・性別・住所・方書を初期値として設定してマッチング |

なお、No.2 オンライン機能を用いたマッチングにおいては、検索条件の初期値は自由に変更可能であり、また氏名はワイルドカード検索に対応している。

2.4. データの準備に係る諸課題への対応

令和7年度実証事業においては以下2点の課題が挙げられた。

<父母の特定>

つくば市では、こどもの状況だけでなく、父母が持つデータも世帯の状況を表すデータとして活用し、両方の観点からこどものリスクを判定した。そのため、こどもとその父母を正しく特定し、両者のデータを紐づける作業が必要となった。

基本的には、住民基本台帳の続柄を確認して特定していく作業となるが、3世代以上が同世帯の場合やこどもが施設で暮らしている場合等、住民票の情報だけでは父母と特定できない世帯が、全体の2%弱の482世帯（中学3年生以下がいる世帯は25,660世帯）あった。（3世代以上が同世帯の場合とは、例えば、祖父が世帯主の場合、保護者が「子」「子の妻」、こどもは「子の子」といった続柄で把握されるが、ここに叔父が加わり「子」が増えた場合、「子の子」の保護者がどちらであるか判断できなくなる。）

令和7年度実証事業においては、父母を特定できない場合は該当部分を空白にしたままで運用したが、令和8年度以降は都度正しい情報を補完できる仕組みとする方針である。

<紙情報のデータ化>

基本連携データ項目の1つである1歳6か月児及び3歳児健診アンケートが紙情報であったため、本事業では使用しなかった。紙情報のデータ化が困難であった背景は以下のとおりである。

- ・ 健診データは、虐待通告時等の情報収集や窓口の面談、自宅訪問等で日々利用しているため、一定期間外部に貸し出すのが難しかった。
- ・ 大きさが不揃いな書類を何重にもホチキス留めしており書類の解体・復旧だけでも大きな労力を要することが見込まれた。（データ化を外部委託する場合には、ホチキス留めを外してから書類を貸し出す必要があった。）
- ・ 既定の回答欄を大きくはみ出している場合があったり○のつけ方がばらついていたりするため、AI-OCRによる読取りに不向きであった。
- ・ 健診会場で都度OCRによる読み取りができればデータ化が可能だが、業務体制や機器の制約等により実施が困難であった。

そのため、令和8年度以降も継続してデータ化を行うことは難しいと判断し、令和7年度実証事業でのデータ化を見送った。

今後は、1歳6か月児及び3歳児健診事業でのアンケートのデジタル化を実施した段階で、本事業においても同データを利用する見込みである。

第3章 判定基準の検討

3.1. 判定基準の設計過程

つくば市では、判定基準の設計を以下の流れで進めた。

- ① 収集したデータ項目のうち、論理的に因果関係が見込めない項目やデータ形式の制約により分析に適さない項目等を除外した。
- ② 残ったデータ項目について、児童相談記録（＝既にリスクが顕在化したケース）の有無を目的変数として、変数選択を伴う重回帰分析を行った。分析の過程においては、判定モデルの精度や解釈性の向上のため、統計学的に変数の選択を行った。
- ③ 分析の結果算出された回帰係数と P 値によって、各データ項目と困難の統計的関連性を評価した。P 値の基準としては以下の 4 区分を設定し、項目の有意性を段階的に評価した。この段階において、困難との関連性が認められない可能性の高い項目（とても曖昧）は判定基準から除外した。
 - ・ 0.01 未満：とてもクリア
 - ・ 0.01～0.05 未満：クリア
 - ・ 0.05～0.10 未満：曖昧
 - ・ 0.10 以上：とても曖昧

①～③を複数回繰り返し、利用するデータ項目のブラッシュアップを実施した。

なお、スクリーニングに使用するデータ項目の選定に当たっては、各データ項目を以下 4 つの区分に分けて分析を実施し、判定基準を個別に設計した。

- ・ 未就学児
- ・ 小学校 1 年生～小学校 3 年生
- ・ 小学校 4 年生～中学校 3 年生
- ・ 世帯

この区分について、一部のデータ項目（学校でのアンケート等）は一定の学年以上から取得を開始するものである等、年齢ごとに利用可能なデータが異なることがある点、また未就学児健診データは年齢が上がるほど古いデータになっていく等、区分によって、あるデータ項目と困難との関連の強弱が変化することが考え

られる点を考慮して決定された。

- ④ ③にて算出された回帰係数及び選択されたスクリーニング項目を使用して、こどものリスクスコアを算出した。現状の就学援助受給世帯が全体の約10%であることを踏まえ、年齢ごとに上位10%のこどもを人の目による確認の対象者として抽出するよう設定した。

なお、重回帰分析の実施に当たっては、データ項目の投入形式で解析結果が変わることが考えられたため、一部のデータについては投入形式について検討を行った。つくば市の分析手法では、変数間に一次関数的な関係性を想定するため、連続的な変数の場合「Aの値が大きいほどリスクが高まる」あるいは「Bの値が大きいほどリスクが抑えられる」という設計となっている。体重のように、適正值の範囲が存在し、値の高低にかかわらず、適正值の範囲を外れることが望ましくない性質の変数では係数が不当に算出される可能性が高いため、分析に先立ってカテゴリに分ける加工を施した。例えば、頭囲は基本連携データ項目における低体重（パーセンタイル値による分類に変換）と同様に、分類項目で解析するよう変更した。また、国籍等、多様なカテゴリが見込まれる項目については、出現率が2.5%以下のカテゴリを「その他」に集約することで、データのばらつきによるノイズ増加を防ぐ等、統計的な安定性を確保した。（分析対象者のうち、日本国籍の住民が大半のため、他国籍の住民を「その他」として分類した。）

また、スクリーニングに使用されるデータ項目は①親の状態を表すデータ項目（心身の状態、社会・生活）②子の状態を表すデータ項目（心身の状態、学校・生活）③世帯を表すデータ項目（経済面・環境面）に分類され、分類ごとのリスクスコアも確認することができる。

3.2. 判定基準に用いたデータ項目

算出した分析ロジックに用いたデータ項目は、次のとおり。

図表 3-1 分析に用いたデータ項目

| No. | 連携システム名 | 項目名 | 保有課 | 備考 |
|-----|---------|----------|---------|--------|
| 1 | 住民情報 | 住基情報 | 市民窓口課 | |
| 2 | 国民健康保険 | 被保険者資格情報 | 国民健康保険課 | |
| 3 | 介護保険 | 要介護認定情報 | 介護保険課 | 分析のみ利用 |
| | | 給付実績情報 | | 分析のみ利用 |
| 4 | 学齢簿編製 | 児童生徒情報 | 学務課 | |
| | | 学年情報 | | |

| No. | 連携システム名 | 項目名 | 保有課 | 備考 |
|-----|-------------|--------------------|----------|------------------------|
| 5 | 就学援助 | 審査情報 | 学務課 | 受給者の審査情報のみ |
| 6 | 校務支援 | 児童生徒基本情報 | 各学校 | |
| | | 個人別出欠情報 | | |
| | | 歯科健診結果 | | |
| | | 保健室来室記録 | | |
| | | 学校健診 | | |
| | | 生活習慣調査 | | |
| 7 | (システム管理でない) | 学力テスト | 各学校 | 基準点以下該当者のみ |
| 8 | (システム管理でない) | SSW サポート記録 | 教育相談センター | 支援開始済の児童生徒を確認 |
| 9 | 学校給食 | 給食費滞納情報 | 健康教育課 | |
| 10 | (システム管理でない) | 体力テスト | 健康教育課 | 心身の状態が体力に影響する可能性があるため。 |
| 11 | 児童手当 | 備考情報 | こども政策課 | |
| 12 | 医療福祉 | ひとり親医療証情報 | 医療年金課 | |
| | | こども医療 | | |
| 13 | 健康管理 | 各種予防接種の接種実績 | 健康増進課 | |
| 14 | 生活保護 | 決定世帯情報 | 社会福祉課 | |
| | | 決定個人情報 | | |
| 15 | 障害者福祉 | 身体障害者手帳情報 | 障害福祉課 | 分析のみ利用 |
| | | 療育手帳情報 | | 分析のみ利用 |
| | | 精神障害者保健福祉手帳情報 | | 分析のみ利用 |
| | | 特別児童扶養手当決定情報 | | 分析のみ利用 |
| | | 特別児童扶養手当決定児童情報 | | 分析のみ利用 |
| | | 自立支援医療（精神通院医療）支給情報 | | 分析のみ利用 |
| | | 障害福祉サービス申請決定情報 | | 分析のみ利用 |

| No. | 連携システム名 | 項目名 | 保有課 | 備考 |
|-----|-----------------|------------------------|-----------|--|
| | | 障害福祉サービス申請 決定サービス情報 | | 分析のみ利用 |
| | | 補装具情報 | | 分析のみ利用 |
| | | 国制度手当決定情報 | | 分析のみ利用 |
| | | 児童福祉法による措置 入所情報 | | 分析のみ利用 |
| 16 | 健康管理（妊娠 届出） | 妊娠届出情報 | こども未来センター | 子が複数いる場合、最 新の母親の情報を表示 （こどもの宛名番号で 特定できないため。） |
| | | 妊娠届出アンケート | | |
| | | 妊婦健診結果 | | |
| 17 | 健康管理（出 産） | 出生時状況 | こども未来センター | |
| | | 産婦健診結果 | | |
| | | 産後ケア事業情報 | | |
| | | 赤ちゃん訪問 | | |
| 18 | 健康管理（乳幼 児健診） | 1か月児健診結果 | こども未来センター | |
| | | 1か月児健診アンケート | | |
| | | 乳児一般健診結果 | | |
| | | 乳児一般健診（前期） アンケート | | |
| | | 1歳6か月児健診結果 | | |
| | | 1歳6か月児歯科健診 結果 | | |
| | | 3歳児健診結果 | | |
| | | 3歳児歯科健診結果 | | |
| 19 | 児童相談 | 相談受付情報 | こども未来センター | 目的変数として使用 |
| 20 | （システム管理で ない） | 塾代助成_申込者一覧 | こども未来センター | 支援に接続済みの児童 を確認 |
| | | 学習会実施状況 | | 支援に接続済みの児童 を確認 |
| | | 青い羽根のいえ利用状 況 | | 支援に接続済みの児童 を確認 |
| 21 | 子ども・子育て 支援 | 支援利用情報（施設利 用状況） | 幼児保育課 | |
| | | 滞納明細管理 | | |

| No. | 連携システム名 | 項目名 | 保有課 | 備考 |
|-----|-----------------|---------------------|-----|----|
| 22 | (システム管理で ない) | 就学時健康診断連絡な し欠席一覧 | 各学校 | |

3.3. 判定基準の特徴

これまで運用してきたデータベースみまもりは、収集したデータを基に、こども未来センターで設定したデータの組み合わせに合致する場合にアラートを出す仕組みとなっており、こども未来センターが支援したいこども像・家庭像に合致したこども・家庭を抽出している。(例えば、「要保護・準要保護¹に該当」・「学力テストの点数が閾値以下」の両方に当てはまる場合にアラートが出される等。) 令和7年度実証事業においてつくば市が構築したこども見守りシステムでは、データ項目と困難との関係を統計学的に導出することで、重みづけされたデータ項目によるシステム判定が行えるようになった。また、こども見守りシステムでは、データベースみまもりと比較して収集データが増加した。そのため、こども見守りシステムの構築により、支援対象者の抽出のみならず、支援要否・支援方策の検討の精度が向上したと考えられる。

また、こども見守りシステムは、分析結果を確認する画面における分析視点への各データ項目の振り分け(①親の状態を表すデータ項目、②子の状態を表すデータ項目、③世帯を表すデータ項目)について、必要に応じて担当者が画面上で変更できる仕組みとしている。そのため、実際の運用を通して、支援要否の検討や支援方策検討時に納得してシステムによる分析結果を参考にできるように表示の調整が可能な点も特徴であると考えられる。

なお、つくば市においては、実証事業終了後も年に1度程度、判定ロジックの再検討を実施予定である。

¹ 文部科学省が実施する就学援助制度の対象者として、要保護者は「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者」、準要保護者は「市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの」と規定されている。

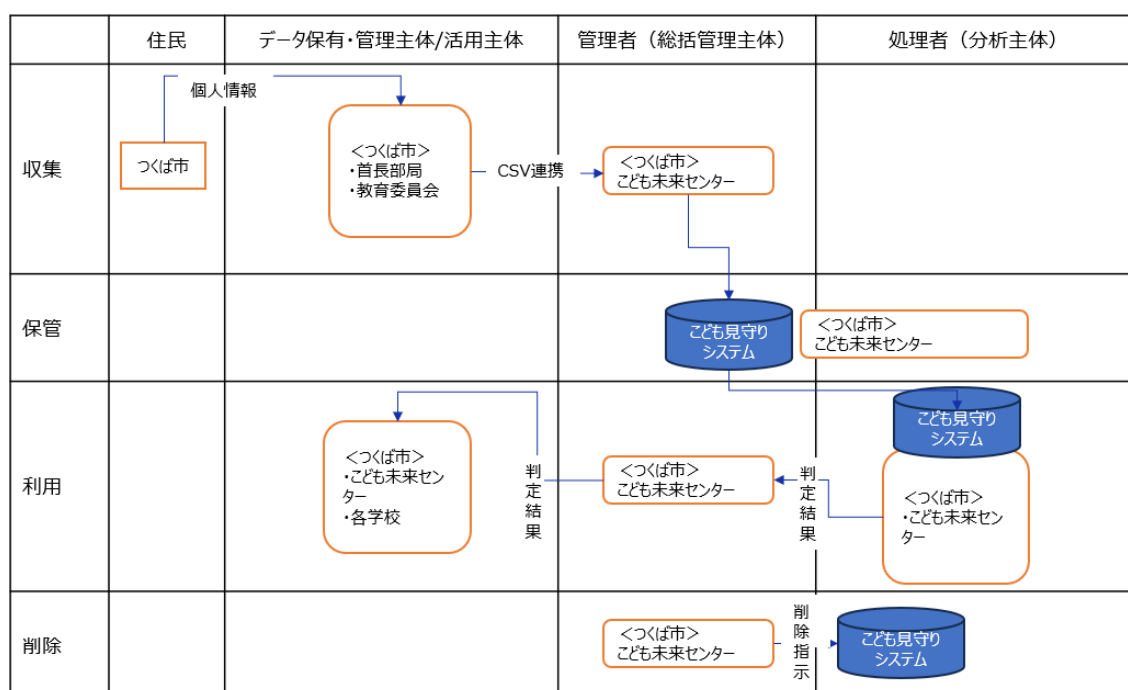
第4章 個人情報の取扱いに係る整理

4.1. 個人情報授受に係る法的整理

4.1.1. 個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー

令和7年度実証事業においてデータ連携する関係部署は図表 1-4 のとおり。こども部こども未来センターが「総括管理主体」及び「分析主体」、「活用主体」として、市民部・福祉部・こども部・保健部・教育局が「保有・管理主体」としてデータのやり取りを行った。

図表 4-1 個人データ処理の業務フロー図



4.1.2. 法的整理の進め方・体制

総括管理主体であるこども未来センターが中心となって、法的整理の検討を実施した。こども未来センターが検討した内容は適宜、個人情報保護を所管する総務課と相談し、その整理の妥当性を検証した。また、個人情報の利用目的の整理に当たっては、個人情報保

護に関する研究者からの意見も取り入れながら検討を実施した。

法的整理に当たっては、令和7年度実証事業における整理だけでなく、令和8年度以降に取組を継続するに当たって、対応が必要な事項の整理を実施した。

4.1.3. 法的整理の結果

令和7年度実証事業において、住民基本台帳情報については、「住民基本台帳法第1条」に基づき、「個人情報保護法第61条第1項」の目的内利用として整理した。その他のデータに関して、市長部局が保有する個人情報を内部利用する場合には、「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づき、相当の理由がある場合の目的外利用として整理した。また、市長部局外の行政機関から提供を受けるデータについても、同様に「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づき相当の理由がある場合の目的外利用として整理した。

法的整理の検討に当たっては、個人情報の恒常的な取扱いを見据えて、「個人情報保護法第61条第1項」に基づき特定した利用目的内の利用と整理することを目指した。しかし、総務課との協議の結果、目的内利用とするためには、各データの取得原課でそれぞれ利用目的を特定・明示する必要がある、その特定・明示に当たっては利用目的の記入用紙等への記載が必要であるとの判断に至った。

なお、法的整理の検討過程に当たって実施した、個人情報保護に関する研究者への協議においても、各データの必要性を明確にしておくことや、その利用期限や利用範囲も明確に説明できるようにしておくことが望ましいとの意見を受けた。

以上から、令和8年度以降においては、本取組において恒常的に個人情報を取り扱うために、利用目的の取扱いについてさらなる検討を進めることとしている。

4.2. 個人情報等の取り扱いにおける留意点

令和7年度実証事業では、個人情報の取扱いについて、以下5点の内容を検討した。

1. 個人情報ファイル簿の作成

個人情報の適正な管理と、住民等が自己の個人情報の利用実態を的確に認識することができるようにするため、令和7年度実証事業で取り扱う個人情報については個人情報ファイル簿を作成し、HPに公開した。

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/seido/1002725.html>

2. 個人情報の取扱いの委託等

個人情報の取扱いが発生する委託事業者との間で、個人情報取扱業務に関する特記仕様書を作成し、内容について合意した。また、本実証事業に関する事項については、本実証事業における三者協定（つくば市、Gcom ホールディングス株式会社、大日本印刷株式会社）に明記した。

3. 安全管理措置（人的、物理的、技術的、組織的）

安全管理措置に関しては、つくば市が定める事項を遵守した。

【人的安全管理措置】

- ・ 年次で全職員を対象とした個人情報の取扱い（個人情報保護法の概要や漏洩事案発生時の対応等）に関する研修を実施

【物理的安全管理措置】

- ・ 個人情報の管理及び取扱いを実施する区域での入退室管理
- ・ 個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の、サーバラック及び保管庫等での施錠管理
- ・ 個人情報が記録された電子媒体又は書類等を運搬する際の、データの暗号化の実施又は追跡可能な輸送サービスの利用
- ・ 個人情報が記録された機器及び電子媒体を廃棄する際の、個人情報が復元不可能な方法での廃棄

【技術的安全管理措置】

- ・ 個人情報へのアクセス又は個人情報を取り扱う情報システムの利用について、権限を持った必要最小限の従業者に限定し、識別と認証を実施
- ・ 外部からの不正アクセスの遮断
- ・ 情報システム等におけるマルウェア等の検知と隔離
- ・ 情報システム及び機器に脆弱性が発見された際の、脆弱性の修正
- ・ 個人情報を含む通信の暗号化

【組織的安全管理措置】

- ・ 個人情報保護に関する管理体制を整備するため、保護管理者、保護責任者等を任命し、その役割を明確にしている。
- ・ 個人情報の取扱いに関する指針において、インシデント発生時の対応手順及び再発防止措置等を定めている。
- ・ 組織全体として、個人情報の取扱いに関する定期的な点検の機会を設けている。

4. 開示、訂正、利用停止請求への対応

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求等については、つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例及びつくば市情報公開条例に基づく対応をすることとしている。なお、請求の性質によっては「つくば市情報公開条例第8条」に基づき請求を拒否する対応を行う場合があることも想定している。具体的には、DV被害を受けている母子の所在を特定する意図で加害者が開示請求を行う場合等が想定される。このような場合、保有個人情報の「存否」を回答するだけでも、一定の居住地域を推測される恐れがあるため、請求を拒否する対応が相当であると考えている。

5. 自己点検・監査

総務課の作成する点検報告書に則って、個人情報の取扱いが適切に行われているかを確認し、報告している。確認項目は個人情報の収集時に利用目的を明示しているか、個人情報の取扱いに関する研修を受講しているか、端末の盗難・紛失を防止するために端末の固定や保管場所の施錠は行われているか等である。

4.3. プライバシー保護への対応

令和7年度実証事業においては、プロファイリングの防止のため、機械的な判定だけではなく、必ず支援に携わる職員等による会議を実施した上で、個々の状況に応じた支援の検討を実施した。令和8年度以降は、つくば市の個人情報保護に関する既存の枠組みで対応可能な範囲と、新たにプライバシー保護に向けて実施すべき措置を整理することとしている。

第5章仕組みの構築

5.1. システムの概要及びデータ連携方式

5.1.1. システムの概要

本実証事業において、構築したシステムの概要は以下のとおりである。

図表 5-1 システムの概要

| | |
|------------------------------|--|
| システム名 | こども見守りシステム |
| 機能概要 | <p>市民部、福祉部、こども部、保健部、教育局のデータを連携して分析し、分析結果を基に支援対象者を抽出し支援に接続するため、以下のような機能を備えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他システム保有データの連携・整備機能 ・ マスタ管理機能 ・ 操作権限設定・管理機能 ・ バッチ処理機能 ・ アクセスログ取得機能 ・ ポータル画面（アクセスログの表示、支援状況の表示） ・ 分析機能（統計解析） ・ アセスメントシート機能 ・ SSW 活動報告記録機能 ・ 判定会議補助機能（判定会議のためのデータ抽出、会議結果入力等） ・ 支援記録機能 |
| システム企画に当たり留意・工夫した事項、システムの特徴等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの設計に当たっては、分析結果確認や支援方策の検討等、各目的に応じた画面を作成した点が工夫として挙げられる。例えば、スクリーニング結果を一覧で確認する画面では、学校や行政区ごとにフィルターをかけることができるため、学校や行政区ごとの傾向把握や、学校へヒアリングを行うリストを作成するのに適している。また、個人のスクリーニング結果を確認する画面では、該当しているデータ項目や家族の情報を把握できるため、支援要否の検討や支援方策検討時に適している。さらに、家族の情報だけでなく、同一住所別世帯の情報まで参照できるため、こどもが置かれた環境を詳細に把握することに適した画面と |

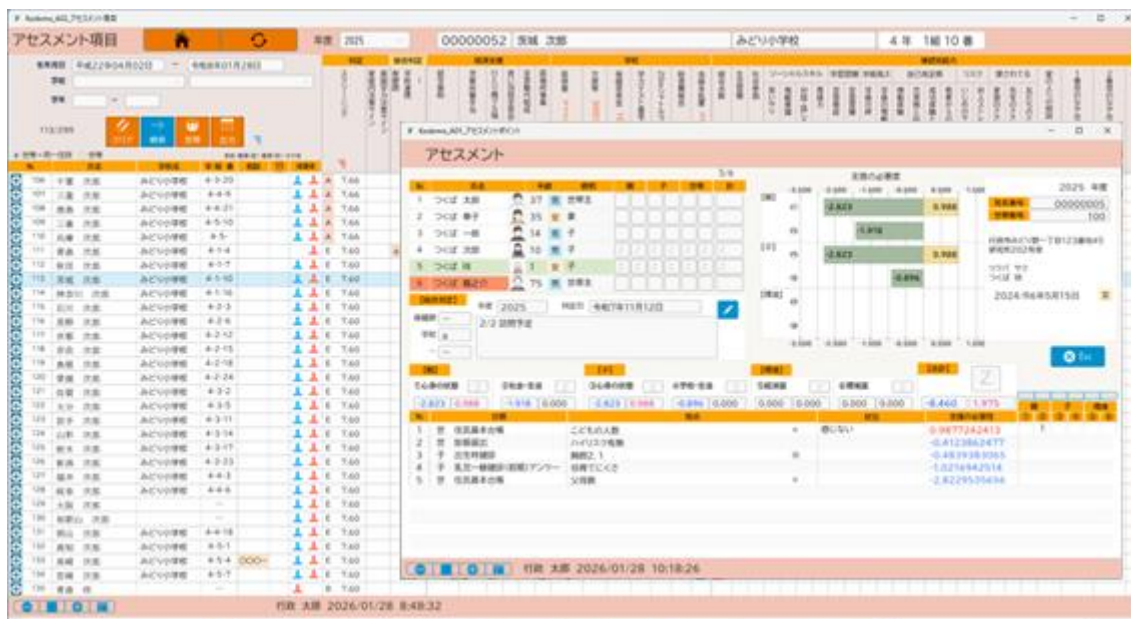
なっている。各画面のイメージについては図表 5-2、図表 5-3 のとおり。

・ なお、本システムは実証事業期間を通じてアジャイル開発されたものであり、実証事業期間後も機能強化及び機能拡張を見込んでいる。例えば、データの自動連携や操作ヘルプ機能の実装を予定している。このように、機能の追加・変更を柔軟に行えるように設計している点も、本システムの特徴であると考えられる。

図表 5-2 スクリーニング結果の確認画面イメージ (一覧)

| No. | 氏名 | 学校名 | 学年 | 期 | 日 | 得点 | 総合判定 | 経済生活 | 学校 | 認知能力 |
|-----|--------|--------|-----|----|---|------|------|------|----|------|
| 106 | 千葉 次郎 | みどり小学校 | 4-3 | 20 | | 7.66 | A | | | |
| 107 | 三重 次郎 | みどり小学校 | 4-4 | 9 | | 7.66 | A | | | |
| 108 | 徳島 次郎 | みどり小学校 | 4-4 | 21 | | 7.66 | A | | | |
| 109 | 三重 次郎 | みどり小学校 | 4-5 | 10 | | 7.66 | A | | | |
| 110 | 兵庫 次郎 | みどり小学校 | 4-5 | | | 7.66 | A | | | |
| 111 | 青森 次郎 | みどり小学校 | 4-1 | 4 | | 7.60 | E | | | |
| 112 | 秋田 次郎 | みどり小学校 | 4-1 | 7 | | 7.60 | E | | | |
| 113 | 茨城 次郎 | みどり小学校 | 4-1 | 10 | | 7.60 | E | | | |
| 114 | 神奈川 次郎 | みどり小学校 | 4-1 | 16 | | 7.60 | E | | | |
| 115 | 石川 次郎 | みどり小学校 | 4-2 | 3 | | 7.60 | E | | | |
| 116 | 長野 次郎 | みどり小学校 | 4-2 | 6 | | 7.60 | E | | | |
| 117 | 京都 次郎 | みどり小学校 | 4-2 | 12 | | 7.60 | E | | | |
| 118 | 奈良 次郎 | みどり小学校 | 4-2 | 15 | | 7.60 | E | | | |
| 119 | 鳥取 次郎 | みどり小学校 | 4-2 | 18 | | 7.60 | E | | | |
| 120 | 愛媛 次郎 | みどり小学校 | 4-2 | 24 | | 7.60 | E | | | |
| 121 | 佐賀 次郎 | みどり小学校 | 4-3 | 2 | | 7.60 | E | | | |
| 122 | 大分 次郎 | みどり小学校 | 4-3 | 5 | | 7.60 | E | | | |
| 123 | 岩手 次郎 | みどり小学校 | 4-3 | 11 | | 7.60 | E | | | |
| 124 | 山形 次郎 | みどり小学校 | 4-3 | 14 | | 7.60 | E | | | |
| 125 | 栃木 次郎 | みどり小学校 | 4-3 | 17 | | 7.60 | E | | | |
| 126 | 新潟 次郎 | みどり小学校 | 4-3 | 23 | | 7.60 | E | | | |
| 127 | 福井 次郎 | みどり小学校 | 4-4 | 3 | | 7.60 | E | | | |
| 128 | 岐阜 次郎 | みどり小学校 | 4-4 | 6 | | 7.60 | E | | | |
| 129 | 大阪 次郎 | -- | -- | -- | | 7.60 | E | | | |
| 130 | 和歌山 次郎 | -- | -- | -- | | 7.60 | E | | | |
| 131 | 岡山 次郎 | みどり小学校 | 4-4 | 18 | | 7.60 | E | | | |
| 132 | 高知 次郎 | みどり小学校 | 4-5 | 1 | | 7.60 | E | | | |
| 133 | 長崎 次郎 | みどり小学校 | 4-5 | 4 | | 7.60 | E | | | |
| 134 | 宮崎 次郎 | みどり小学校 | 4-5 | 7 | | 7.60 | E | | | |
| 135 | 青森 次郎 | -- | -- | -- | | 7.60 | B | | | |

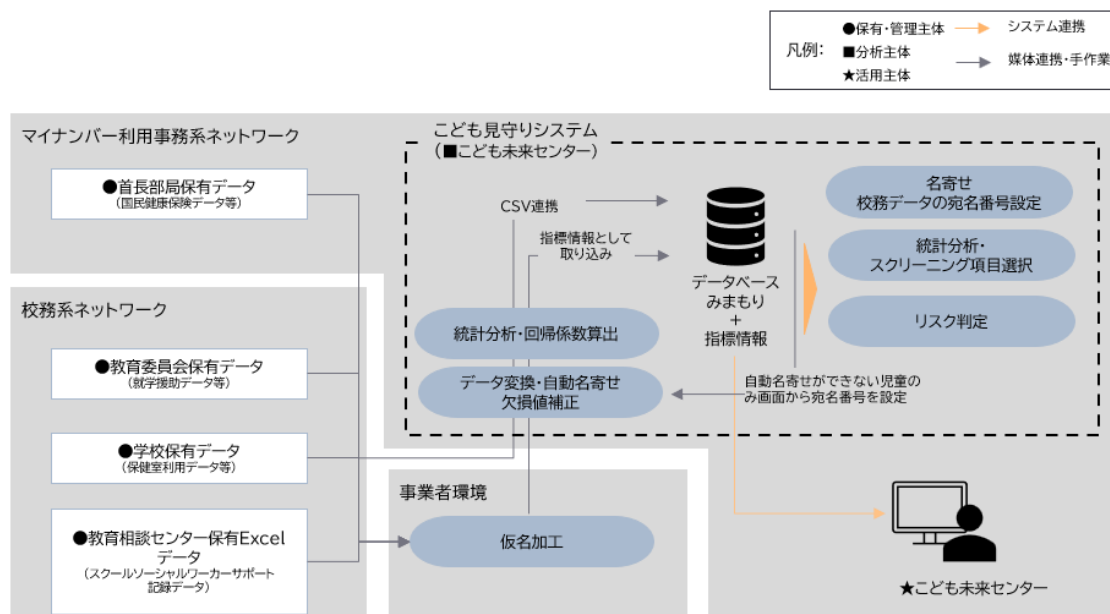
図表 5-3 スクリーニング結果の確認画面イメージ (詳細)



5.1.2. データ連携方式及びシステム構成

令和7年度実証事業におけるシステム構成図は以下のとおりである。

図表 5-4 令和7年度実証事業に係るシステム構成



令和7年度実証事業においては、子ども見守りシステムを新たに構築した。各業務システムのデータを子ども未来センターにて収集し、収集したデータの加工後に子ども見守り

システムに集約しリスク判定を実施した。

データの収集に関して、マイナンバー利用事務系ネットワーク上に保管されているデータは、市の基幹系システムを管理する事業者が一括で抽出し、ファイルサーバーを用いて総括管理主体であるこども未来センターへ共有した。また、校務系ネットワーク上に保管されているデータはDVDを用いてこども未来センターへ共有した。いずれもデータはCSV形式で連携された。実証事業期間中は各データ連携を手動で実施したが、マイナンバー利用事務系ネットワーク上のデータに関しては基幹系システムの標準化完了後、校務系ネットワーク上のデータに関しては新たな校務システムの導入後に、こども見守りシステムへの自動連携が可能か再度検討する予定である。

こども未来センターに集められたデータについては、統計分析を実施するための統計解析用データと、支援の要否や方向性を判断するための情報共有用に分岐させた。統計解析用データは事業者環境にて仮名加工をした上で、重回帰分析を実施し、困難との関連度合を回帰係数として数値化した。数値化された指標情報と情報共有データをこども見守りシステムに集約し、システムを用いたリスク判定が行われた。

リスク判定結果の確認に関して、支援員の意見等を参考にして、個人のリスク判定結果の詳細を確認するには、リスクを高める要因だけでなく、リスクを抑制する要因も併せて確認できるようにした。

リスク判定結果の表示イメージは図表 5-2 及び図表 5-3 のとおり。

5.2. データ連携機能及び判定機能の構築

5.2.1. データ連携機能及び判定機能とその活用方法

こども見守りシステムの主要なデータ連携・分析機能及び活用方法は以下のとおり。

図表 5-5 主なデータ連携・分析機能

| No. | 機能名 | 機能概要 | 備考 |
|-----|-------|---|-------------------------------|
| 1 | データ連携 | <p>住民基本台帳（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、こどもデータ連携システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民基本台帳と連携」は、住民基本台帳を含む宛名システムや共通基盤等の連携を含む。</p> <p>※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、こどもデータ連携システムで利用できること。</p> | 本実証事業では、支援措置・DV加害者情報は利用していない。 |

| No. | 機能名 | 機能概要 | 備考 |
|-----|-------|---|-----------------------------------|
| | | ※3 異動の履歴が確認できること。 ※4 連携頻度は随時とする。 ※5 支援措置対象者情報も連携すること。 ※6 個人番号は連携しないこと。 ※7 DV 加害者情報も連携すること。 (実証事業では連携しない。) ※8 本名、通称名、英字名(英字名は管理している場合)のいずれを優先利用するかの氏名優先フラグの情報を連携すること。 ※9 連携頻度は日次、週次、月次等とする。 | |
| | | 文字情報基盤におけるユーザー定義文字(外字)を連携し、こどもデータ連携システムで利用できること。 ※ 文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。 | 標準化移行期間中のため、実証事業では対応なし。 |
| | | シフト JIS に対応すること。 ※基幹系システム以外でシフト JIS のシステムがあるため。 | 連携シートに文字コードを記載。 |
| | | 連携用データの取込みは自動化すること。 | 実証事業期間中は手動でデータを取り込んだ。 |
| | | 校務支援システムと連携し、こどもデータ連携システムで利用できること。 ※ データの参照、取込み(サブセット化)は問わず、こどもデータ連携システムで利用できること。 | 新たな校務支援システム導入までは EUC で抽出。 |
| | | 連携データは必要に応じ複数年管理できること。 ※過去の欠席状況や、非認知能力等の情報を参照し、成長・改善の確認ができること。 | 実証事業においては単年度で対応。令和7年度以降データ蓄積していく。 |
| | | 障害者福祉、介護保険情報の連携ができること。 | 統計解析のための利用のみで、人の目による確認時の照会は不可。 |
| 2 | スクリーニ | 業務個別データを解析に適したデータに再編集 | |

| No. | 機能名 | 機能概要 | 備考 |
|-----|----------------|--|---|
| | ング分析 (統計解析) | すること。 | |
| | | 分析用データは、世代により保有データが違うため、分割して作成すること。 ・未就学児 ・小1～小3 ・小4～中3 ・世帯 | 小1～小3は非認知能力検査の実施がない。 |
| | | 仮名化処理を実行すること。 対象 ・宛番号 ・氏名 ・住所 ・生年月日は年齢に変換 | |
| | | 親「①心身の状態」「②社会・生活」子「③心身の状態」「④学校・生活」世帯「⑤経済面」「⑥環境面」の6つに分類し、収集した情報との関連性の設定(変更)ができること。 | 各データ項目は6つに分類され、各分類の分析結果を画面で確認できる。(参考:図表5-3) |
| | | 回帰分析を実施した結果を管理できること。 (分析対象、回帰係数、オッズ比、95%信頼区間、P値を管理。) ※1 分析対象は、未就学児・小1～小3・小4～中3・世帯の4つの分類で管理できること。 | 収集可能なデータが増えていった場合は、再度回帰分析から実施が必要。 |
| | | スクリーニング対象外の設定ができること。 算出したP値が、特定の学校や地域、想定外の評価となった場合、スクリーニングから除外できるようにすること。 | 実証事業では、P値0.10以上「とても曖昧」のみ除外。 |
| | | 統計解析の際に、ノイズを除去するための、件数が少ないデータはその他に分類し、その正当性を確認すること。 | 実証事業では、総件数に対し、2.5%未満をその他に分類して設定。 |
| | | 年齢ごとに回帰分析を実施し、その結果に基づき順位付けを行う。各年齢層の上位20%を2%刻みで10段階に区分し、残りの80%を1区分とする。 | 実証事業では、上位10%の5区分を利用 |
| | | 回帰分析は年1回以上実施できること。 | |

| No. | 機能名 | 機能概要 | 備考 |
|-----|----------|--|----|
| | | 回帰分析の結果（回帰係数等）は、複数年管理できること | |
| 3 | アセスメント分析 | スクリーニング分析結果をランク設定順で確認できること。 | |
| | | 非認知能力検査の結果を、測定単位で平均値を計算し一覧表示すること。 | |
| | | 非認知能力検査の結果を点数化し、グループ単位で数値化できること。 | |
| | | 就学援助、児童扶養手当、ひとり親医療の経済支援状況が確認できること | |
| | | 児童相談、SSW とのかかわりの状況が確認できること。 | |
| | | 青い羽根学習会、学習塾代助成、青い羽根のいえ等の支援実績が確認できること。 | |
| | | 低体重、欠席日数、保健室来室、体力テスト、給食費催告、虫歯未処置等、「人の目で判断」する場合の情報を確認できること。 | |

図表 5-6 データ分析機能の活用主体

| No. | 活用主体 | 活用目的 | 活用方法 |
|-----|-----------|---------------------------------------|---|
| 1 | こども未来センター | 分析結果を確認し、人の目による確認が必要な対象者を抽出するために活用する。 | こども未来センター内のマイナンバー利用事務系ネットワーク用の端末を利用してシステムを使用する。 |

5.2.2. 実証事業における工夫及び今後の課題

こどもデータ連携の仕組みの構築において工夫した点として、以下の3点が挙げられる。

- ・ 拡張の余地を残したシステム設計
 - アジャイル開発としたことで、判定基準や画面仕様を実証事業期間内に改善することが可能であった。
 - データ項目の自動連携や操作ヘルプ機能の実装等、実証事業終了後の機能拡張が可能な設計としている。

- ・ 支援の流れの仕組み全体の最適化を見据えたシステム設計
 - データ分析やリスク判定だけでなく、判定会議を実施するためのデータ抽出機能や学校への情報共有様式でのデータ出力が可能なよう設計した。
 - 支援記録をシステム上に蓄積することができるため、データの集約・分析から実際の支援実施までを同一システム上で管理できる設計としている。
- ・ 用途に応じた画面機能の整備
 - 学校や地区ごとの支援対象者を全体的に把握するための画面のほか、個別の支援対象者の詳細な分析結果を参照できる画面を作成した。
 - 分析結果の参照に当たっては、最終的に算出されたリスクスコアだけでなく、どのようなデータ項目に該当しているかを確認できる画面も作成することで、支援方針の精度向上に寄与する設計とした。

また、令和 8 年度以降に取り組むべき課題としては以下が挙げられる。

- ・ システム連携の自動化
 - 基幹系システムの標準化及び新たな校務支援システムの導入を控えているため、令和 7 年度は手作業での連携を行った。そのため、令和 8 年度以降の基幹系システムの標準化及び新たな校務支援システムの本格稼働に伴い、システム間連携の自動化を検討する。
- ・ 統計解析の精緻化
 - 令和 7 年度実証事業においては、国民健康保険の加入有無等の特定のデータ項目が強く影響してしまい、リスクを過剰に評価してしまう傾向が見られた。そのため、統計解析の結果を見直す等のブラッシュアップが求められる。

第6章 支援への接続

6.1. システムによる判定の結果

こども見守りシステムによる判定により、リスクが高い順にこどもを並び替え、各年齢の上位10%を抽出した。その結果、人による絞り込みの対象となったのは170名となった。

6.2. 支援に向けた人による絞り込み

6.2.1. 人による絞り込みの手法

人による絞り込みは以下のプロセスで実施した。

1. こども未来センターの社会福祉士・公認心理師・子ども家庭支援員・事務職員による判定会議を実施する。判定会議では、各ケースを a.受理相当 b.予防的支援 c.経過観察 d.対象外の4パターンに整理し、支援の方向性を協議・決定する。各パターンの詳細については以下のとおり。
 - a. 早急に受理会議を実施。その他、市で実施する居場所づくり事業への接続等を検討。
 - b. 市で実施している学習・生活支援事業等への接続を検討する。
 - c. 主に学校による経過観察を依頼。既につながっている支援があれば経過の確認と見守りを依頼。
 - d. 支援対象外
2. 各学校へ支援対象者のリスト及び判定結果を共有する。その際に判定会議にて協議・決定された具体的な支援方針もあわせて共有する。

6.2.2. 人による絞り込みの結果

人による絞り込みの結果、支援の優先度が高いと判断されたこどもは141名となった。

令和7年度実証事業における、判定会議の詳細な結果は以下のとおり。

図表 6-1 人による絞り込みの結果

| 分類 | 人数 |
|---------|------|
| a.受理相当 | 0名 |
| b.予防的支援 | 30名 |
| c.経過観察 | 111名 |
| d.対象外 | 29名 |

6.3. 実際の支援事例

6.3.1. こども等に対する取組内容

令和7年度実証事業において人による絞り込みの対象となった170名について、判定会議後にこども未来センターより各学校へ支援対象者リストと案内用資料を共有した。支援対象者リストにより学校へ共有される内容は、学年や氏名等の基本情報、システムの判定結果、経済的支援の利用状況、こども未来センター事業の利用状況、出欠席等の学校情報、学校アンケートの一部回答、判定会議の結果、学校アンケート結果の概観である。また、案内用資料には、学習・生活支援事業とつくば市みんなの食堂（つくば市版子ども食堂）に関する資料も同封した。支援対象者リストと案内用資料は紙媒体で、各学校の管理職に手渡された。

各学校では、b.予防的支援となった支援対象者30名に対して、学習・生活支援事業の案内を実施し、c.経過観察となった支援対象者111名に対しては見守りを実施した。

学習・生活支援事業の案内に当たっては、三者面談のタイミングを利用した声かけや架電による声かけを実施した。なお、学校からは、支援事業の案内を前向きに受け取った保護者がいたこと等についての報告があった。

6.3.2. こども等に対する支援の実施結果

令和7年度実証事業において、支援を実施した一部事例の詳細は以下のとおり。

※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

図表 6-2 支援事例

| フェーズ | ケース 1 | ケース 2 |
|---------------------|---|--|
| 判定前の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住む小学校低学年と中学年のきょうだいがいるひとり親家庭。 ・ 行政からの経済的支援等は受けておらず、利用可能な支援につながっていない可能性が窺えた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭であり、中学生の長子の下に3名のきょうだいがいる多子世帯であった。 ・ 市が実施する支援事業の利用はしていなかった。 |
| 見守り・支援で確認できた支援対象の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭、国民健康保険受給世帯、給食費の催告履歴あり、経済的支援なし（生活保護・就学援助・児童扶養手当等）という事実が確認できた。 ・ 学校からの情報共有により、過去に習い事場でトラブルに巻き込まれた経緯があり、習い事形式の学習・生活支援事業に対して拒否感が強い可能性があることが推測された。 ・ 学校の登校状況にも問題なく、保護者との関係も良好であることも確認できた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭、児童扶養手当・就学援助受給有、多子世帯、学校で実施されたアンケートで「勉強」を悩みごとの一つとして回答しているという事実が確認できた。 ・ ひとり親家庭かつ多子世帯であり、長子が他のきょうだいに目を配らなくてはならないような状況も発生し得ると捉え、学習・生活支援事業を学校・家庭以外の第3の居場所としても利用できるよう支援していく必要性が高いと考えた。 |
| 支援対象の状況・変化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習・生活支援事業の対象者ではあるが、まずは現在利用可能な経済的支援についての案内のみを実施した。 ・ 必要に応じて支援に接続できるよう、学校側での見守りを実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習・生活支援事業の案内をしたところ、学校からの案内を笑顔で受け取る等、保護者の反応は非常に前向きだった。 ・ 今後、保護者と本人の希望に基づき学習・生活支援事業の見学、申請等に進んでいく。 |

6.4. 現行支援の在り方の見直し

データベースみまもりを始めとした、データ連携に基づくアプローチを導入する以前は、こども未来センターで保有するデータのみでは、こども・家庭の困り感やニーズをつくば市側から検知することが難しかった。しかし、データ連携の実施後は、市長部局が保有する情報だけでなく学校からの情報も確認できる仕組みとなったため、支援を必要とするこども一人ひとりの状況を捉えやすくなり、支援対象者の困り感やニーズを的確に把握した上で、個々の状況に合わせた適切な支援への接続が容易になった。

また、これまでの事業を踏まえ、支援対象者に関する情報のやり取りに見直しの余地があると考えている。具体的には、こども未来センターと学校間で行う支援対象者に関する情報のやり取りに関して、これまでの事業においては紙媒体で実施していたが、学校側の記入負担や学校からの返送後のデータ化や読み取り負担を軽減するために、令和8年度以降はデータでのやり取りにすることを検討している。

6.5. 支援・見守りの効果的な手法

学校から支援につなぐ際には、主に担任がこどもと保護者へ支援事業の案内を行った。保護者面談前にこども未来センターから支援対象者リストを共有した学校では面談の中で支援事業の案内を実施し、それ以外の学校では直接の声かけのほか電話で連絡する等して案内を行った。

令和7年度の実証事業においては、こども未来センターから各学校に支援事業のパンフレットを配布したことで、学校が保護者へ支援内容を案内しやすくなったと考えられる。

また、パンフレットには学習・生活支援事業だけでなく、見学や申込みが不要で気軽に利用できるつくば市みんなの食堂（つくば市版子ども食堂）の案内も同封した。その結果、支援対象者が行政の支援メニューにアクセスしやすくなり、利用までの心理的ハードルを下げる効果があったと考えられる。

第7章 事業効果の評価・分析

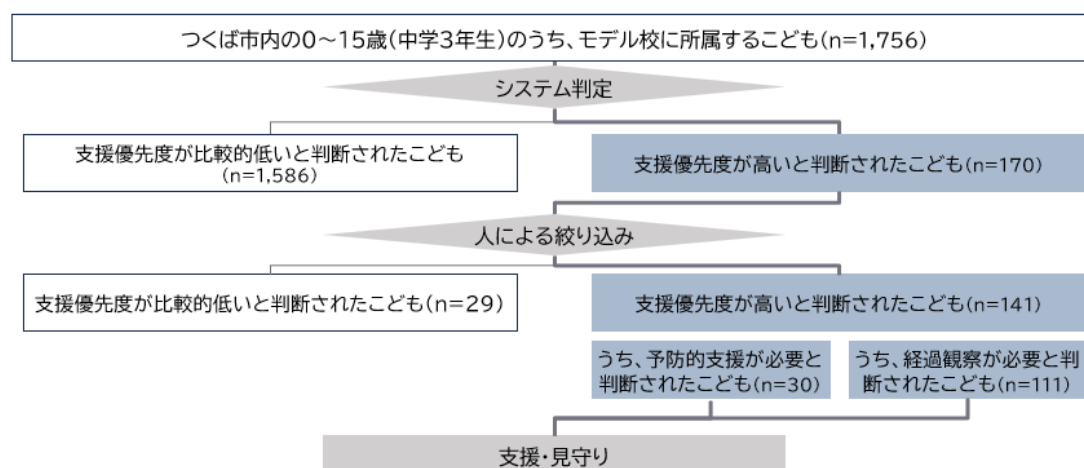
7.1. データ連携による抽出結果の全体像

令和7年度実証事業における支援対象となるこどもの抽出結果は、以下図表 7-1 のとおり。

つくば市内の0～15歳のこどものうち、モデル校3校に所属する1,756名に対してシステム判定を実施した結果、170名が支援優先度の高いこどもとして抽出された。

次に、上記170名のこどもに対して人による絞り込みを実施した結果、30名のこどもに対して、予防的支援が必要という判断となったため、当該30名に対して学校の教職員からつくば市が実施する学習・生活支援事業の紹介を行った。

図表 7-1 抽出結果の全体像



7.2. 有用と考えられるデータ項目

3.1にて記載したとおり、つくば市では重回帰分析により、各データ項目と困難の関連性を数値化した。

重回帰分析の結果、P値が0.01未満となり、困難との関連性がとてもクリアと判断されたデータ項目は以下のとおり。

図表 7-2 未就学児の判定ロジックにおける有用なデータ項目

| データ項目 | 備考 |
|------------|--|
| 1歳6か月児健診結果 | 1歳6か月児健診結果の精神所見が「要観察」、「既医療」、「要医療」又は未記入の場合、リスク指標が高くなる。 |
| 国民健康保険 | 国民健康保険の資格取得中又は取得歴がある場合、リスク指標が高くなる。 |
| 赤ちゃん訪問 | 赤ちゃん訪問の事業詳細区分 ² が「新生児（低体重児以外）」の場合、リスク指標が高くなる。 |
| 児童扶養手当 | 児童扶養手当受給中の場合、リスク指標が高くなる。 |
| 3歳児健診結果 | 3歳児健診結果の精神所見が「要観察」の場合、リスク指標が高くなる。 |
| 生活保護 | 生活保護受給中の場合、リスク指標が高くなる。 |

図表 7-3 小学校1年生～小学校3年生の判定ロジックにおける有用なデータ項目

| データ項目 | 備考 |
|------------|------------------------------------|
| 体力テスト | 20メートルシャトルランの得点が高くなるほど、リスク指標が低くなる。 |
| SSW サポート記録 | SSW のサポート履歴がある場合、リスク指標が高くなる。 |
| 就学援助 | 就学援助受給中の場合、リスク指標が高くなる。 |
| 児童扶養手当 | 児童扶養手当受給中の場合、リスク指標が高くなる。 |
| 個人別出欠情報 | 遅刻日数が増えるほど、リスク指標が高くなる。 |

図表 7-4 小学校4年生以上の判定ロジックにおける有用なデータ項目

| データ項目 | 備考 |
|-------------|--------------------------------|
| 住基情報 | 住所を定めてからの日数が長くなるほど、リスク指標が低くなる。 |
| SSW サポート記録 | SSW のサポート履歴がある場合、リスク指標が高くなる。 |
| 各種予防接種の接種実績 | 日本脳炎の接種時期が遅くなるほど、リスク指標 |

² 事業詳細区分は「新生児（低体重児以外）」、「乳児（低体重児以外）」、「低出生体重児」の3種類。

| | |
|---------|----------------------------|
| | が高くなる。 |
| 給食費滞納情報 | 給食費滞納がある場合、リスク指標が高くなる。 |
| 保健室来室記録 | 保健室来室回数が多くなるほど、リスク指標が高くなる。 |

図表 7-5 世帯の判定ロジックにおける有用なデータ項目

| データ項目 | 備考 |
|---------------|---|
| 住基情報 | ひとり親家庭又は子ども自身が世帯主の場合、また子どもの数が多い場合、リスク指標が高くなる。 |
| 精神障害者保健福祉手帳情報 | 世帯内の精神障害者保健福祉手帳の交付人数が多くなるほど、リスク指標が高くなる。 |
| EPDS 点数 | 産婦健診時の EPDS の点数が高くなるほど、リスク指標が高くなる。 |
| 国民健康保険 | 国民健康保険の資格取得中の場合、リスク指標が高くなる。 |
| 妊婦健診結果 | 妊婦健診結果の最終受診回数が 12 回以下の場合、リスク指標が高くなる。 |
| 特別児童扶養手当 | 特別児童扶養手当受給中又は受給歴がある場合、リスク指標が高くなる。 |
| 生活保護 | 生活保護受給中の場合、リスク指標が高くなる。 |

令和 7 年度実証事業において使用した“体力テスト”に関しては、学術論文上³で困難との関連性が示されており、上記の重回帰分析でも困難との関連性が認められた。

7.3. こどもデータ連携の取組効果の分析

令和 7 年度実証事業における成果・進捗状況は以下図表 7-6 のとおり。

³ 中野貴博、清水紀宏、春日晃章「児童の体力・運動能力と運動への態度，学校生活，学力および保護者の子育て態度との関係」『発育発達研究』90, 2021 年 / 清水紀宏『こどもの貧困と体力・スポーツ格差に関する実証的研究』科学研究費助成事業（基盤研究 B）研究成果報告書，2021 年

図表 7-6 令和7年度実証事業における成果・進捗状況

| # | 目標 | 測定指標 | 令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗 | 補足 |
|---|------------------------------|------------------|---|--|
| 1 | 潜在的なリスクを抱えた子どもへの支援の実施 | 支援実施を決定した件数 | 30件 | <ul style="list-style-type: none"> モデル校3校で30名への支援実施を決定した。 内訳はA小学校10名、B小学校3名、A中学校17名。 |
| 2 | 潜在的に支援を必要としている子どもを抽出する仕組みの構築 | 抽出方法の評価 | システムによる判定により支援の必要性が高いと判定された子ども170名のうち、人の目による絞り込みを経て予防的支援の対象となったのは30名(17.65%)であった。 | <ul style="list-style-type: none"> データ分析により支援の必要性が高いと判断された子ども170名のうち、既に支援につながっている等で経過観察となったのは111名(65.29%)、予防的支援の対象となったのは30名(17.65%)であった。 データ分析により支援の必要性が高いと判定された児童生徒の中には、子ども未来センターで実施する支援事業や子ども家庭支援員につながっている者も少なくなく、抽出方法には一定の妥当性が示された。一方で、既に支援につながっている児童生徒は、アウトリーチよりも「見守り」の対象となることが大半であり、予防的支援の必要な児童生徒の掘り起こしという面では課題が残る結果となった。 |
| 3 | | データ項目と困難の類型との関連性 | 定量的な結果については7.2のとおり。 | <ul style="list-style-type: none"> 支援方針を検討する判定会議では、統計学的に算出された要支援度だけでなく、連携したデータ項目を精査しながら協議を行った。大枠での傾向を示す要支援度を基礎として、個別のデータ項目を参照することで、子どもと家庭の状 |

| # | 目標 | 測定指標 | 令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗 | 補足 |
|---|----|------------------|---|---|
| | | | | <p>況をより深く捉えることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の支援への接続のフェーズにおいても、データ項目に基づいて支援方針を決定しているため、根拠に基づき、一人ひとりに応じたアプローチを行うことができた。 |
| 4 | | 人の目による確認や支援方針の検討 | システム判定で抽出された170名に対して人の目による絞り込みと支援方針の検討を実施し、30名を予防的支援に、111名を経過観察に分類した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ データ項目の活用は、困難を抱えていながら支援につながっていないこども・家庭の早期発見につながるため、アウトリーチ型支援との組合せに適していると考えられる。一方で、統計学的に算出された要支援度はあくまで全体の傾向を示す指標であるため、個別のデータ項目を参照しながら、人の目による確認を行うことの重要性を改めて確認することができた。 ・ 令和7年度実証事業では、要支援度の指標が各学年上位10%以内の児童生徒を抽出して支援方針の検討を行った。しかしながら、抽出対象から外れた集団の中に本来は支援を必要とするこども・家庭が紛れていないとは言い切れない。データ連携により抽出されなかったこども・家庭についても「支援の必要がない」と判断してはならないため、分析結果の解釈には慎重を期する必要があると言える。 |
| 5 | | 利用するデータ項 | ・ 小学校1～3年生の抽出 | ・ データベースみまもりの運用と比較し、利用するデータ項目数が増 |

| # | 目標 | 測定指標 | 令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗 | 補足 |
|---|----|------|---|------|
| | | 目の数 | 9項目→18項目 ・ 小学校4年生～中学校3年生の抽出 21項目→30項目 | 加した。 |

また、上記に係る成果に加え、以下のような副次的効果も得られた。

- ・ こども見守りシステム上で、連携されたデータを一画面で確認できるようになり、複数の業務システムを行き来して情報を検索していた従来の方法と比較して、児童情報の把握に要する事務作業が効率化された。虐待通告や関係機関からの情報提供に基づく新規ケースへの初動対応でも、必要情報を迅速に把握できる体制が構築された。
- ・ システムで同一住所・別世帯の住民情報を同時に表示できるようになったことで、従来は世帯情報のみからでは把握しづらかった「身近に支えとなる大人の存在」を確認しやすくなり、支援方策の精度向上につながった。

第8章 考察・まとめ

8.1. 実証事業を通じて得られた示唆

実証事業を通じて得られた示唆については図表 8-1 のとおり。

図表 8-1 実証事業を通じて得られた示唆

| フェーズ | 実施・取組上の課題 | 課題への対応策 (工夫) | 効果・成果 |
|--------------------|--|---|---|
| データを取り扱う主体の整理・役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> 利用したいデータの保有先が多岐に渡ることから、データの提供依頼等を実施する調整先が多かった。 一部の関係課はデータ提供に慎重であった。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的やデータ収集の法的根拠等を説明した資料を作成し、関係課向けに事業説明を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業説明を実施することで、関係課が事業内容を理解した上で、データの提供に合意できた。 |
| 利用するデータ項目 | <ul style="list-style-type: none"> 収集したデータのうち、支援対象者の抽出に利用すべきデータの選定をどのような根拠に基づいて実施すべきかが課題であった。 | <ul style="list-style-type: none"> 以下の分析・選定を複数回繰り返して利用するデータ項目のブラッシュアップを実施した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 論理的に因果関係が見込めない項目やデータ形式の制約により分析に適さない項目等の除外 ② 重回帰分析での変数選択 | <ul style="list-style-type: none"> データベースみまもりでは分析に用いるデータ項目が限定的かつ、参照のみのデータ項目も多かった。しかし、こども見守りシステムではより多くのデータ一つひとつを分析に活用できるようになった。 |

| フェーズ | 実施・取組上の課題 | 課題への対応策 (工夫) | 効果・成果 |
|-----------------|--|---|--|
| | | ③ 重回帰分析の結果、係数の有意性が認められない項目の除外 | |
| 個人情報取扱いに係る検討 | <ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づく目的内利用とするためには、こども見守りシステムに係る個人情報ファイル簿の作成に留まらず、データの取得時点で利用目的を明示する等の対応が必要との結論に至った。 | <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳情報（本籍・マイナンバー等を除く）は法に記載されている利用目的と合致していると判断し、目的内利用として整理した。その他のデータは総務課へ確認し、「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号」に基づいて整理した。 | <ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づく目的内利用と整理するため、令和 8 年度以降に検討すべき事項が明確になった。 |
| こどもデータ連携の仕組みの構築 | <ul style="list-style-type: none"> 例年、分析結果を踏まえて教職員へヒアリングを行うために作成する紙媒体の個人票のやり取りや、学校から受領した個人票のデータ化に時間を要している。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度の実証事業においては実証事業期間内の支援実施のため個人票のやり取りを省略したが、今後、学校から受領する個人票を Excel・CSV データで取り込めるようシステムを構築した。 | <ul style="list-style-type: none"> システムへのデータの収集・分析に留まらず、支援の流れ全体の最適化を図ることができた。 個人票のやり取りにシステムを活用することで、支援実施までの流れが円滑になる。 |
| データ準備等 | <ul style="list-style-type: none"> 例えば、特定のこどものみが保有している SSW の相 | <ul style="list-style-type: none"> データの欠損と非該当を区別し、それぞれにリスク | <ul style="list-style-type: none"> 欠損と非該当に細分化して分析することで、リスクが |

| フェーズ | 実施・取組上の課題 | 課題への対応策 (工夫) | 効果・成果 |
|------------|--|--|---|
| | 談記録については、そもそもデータがないケースと、特定の相談記録（いじめ相談等）がないだけのケースを区別する必要があった。 | コアを算定できる設計とした。 | 過大・過小評価されることなく、適切なリスク判定を行うことができた。 |
| 支援への接続 | <ul style="list-style-type: none"> システム開発と並行して支援を進めたため、支援開始の時期が想定より遅延した。そのため、学校が最も保護者にアプローチしやすい面談の時期を逃してしまった。 | <ul style="list-style-type: none"> 学習・生活支援事業とつくば市版子ども食堂の案内資料一式を用意し、学校からの支援事業の案内をしやすいように準備した。 | <ul style="list-style-type: none"> 限られた時間・リソースで支援を実施することができた。また、改めて学校に負担の少ない実施期間・方法等を検討することができた。 |
| 事業効果の評価・分析 | <ul style="list-style-type: none"> システム開発を進めながらより良い運用方法を探索的に検討していく手法を採ったため、成果指標や計測方法の検討に時間を要した。 | <ul style="list-style-type: none"> システム開発を並行して実施しているため、改善点を反映させやすいと考えた。そのため、成果ばかりでなく、課題や今後の検討事項まで評価を実施できるような指標の設定・計測を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 実証事業の成果に加えて、令和8年度以降の取組の強化に生かせる課題や令和8年度以降の検討事項まで把握することができた。 |

8.2. 課題・令和8年度以降の取組

本実証事業における課題については、図表 8-1 に記載のとおりである。

つくば市では、令和7年度実証事業において、新たに「こども見守りシステム」を構築した。そのため、システムと連携するデータ項目の選定やシステム構成について、十分な検討時間を確保しながら進める必要があった。

データ項目の選定においては、3.1に記載したとおり、重回帰分析を用いて各データ項目と困難の関連性を数値で示し、その結果を踏まえて支援対象者を抽出するためのデータ項目を決定した。しかし、令和7年度の実際の運用では、特定のデータ項目が過度に影響し、単一の側面からリスクを高く評価してしまう傾向が確認された。(例えば、国民健康保険の情報については、実際に支援を受けている家庭の中に保護者の就労が不安定なケースが多かったため、統計解析の結果有用なデータと判定された。しかし、国民健康保険の加入が、必ずしも支援が必要なケースであるとは限らない。)

そのため、要支援度の高いこどもを抽出する判定ロジックについては、令和8年度以降の取組を通して、継続的に見直し・改善していく必要があると考えている。

また、システム構成についても、5.2.2に記載したように、令和8年度以降の継続的な運用を見据え、データの自動連携や個人票のシステム上でのやり取り等、さらなる改善を予定している。

その他、個人情報の取扱いの整理に関しても、第4章に記載のとおり、恒常的な取扱いが可能になるよう、令和8年度以降も法的整理の検討を継続する。